

## 報告第16号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月18日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年9月2日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

### 損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市牛窓町鹿忍地内で発生した救急車による物損事故について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

#### 1 事故の相手方

住 所 岡山市北区  
氏 名

#### 2 事故の概要

令和8年8月12日午後3時27分、緊急業務のため救急車で牛窓町鹿忍西脇港付近へ出動し牛窓町鹿忍7183番地空地で救急車を方向転換する際、排水設備のマンホール蓋の上を救急車が誤って走行し、蓋が破損したものの。

#### 3 和解の要旨

瀬戸内市は、損害賠償金として、15,730円を相手方に支払う。